

# 加古川市保育所等と同一敷地外の屋外遊戯場を利用する際の合理性の指針

## 第1 趣旨

この指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び加古川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成27年規則第2号）、「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について（平成13年3月30日雇児保第11号）」のうち、屋外遊戯場の代替利用に関して、市が保育所の設置認可に係る進達並びに家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業（以下「保育所等」という。）の設置認可にあたり申請を行う者への指導の指針を定めるものである。

## 第2 基本の方針

屋外遊戯場については、保育所等の敷地での確保が原則であり、保育所等の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を代替地として利用することは、待機児童対策を講じる以前から認められてきている規定であるが、平成13年3月30日雇児保第11号通知は、合理的な理由なく屋外遊戯場に代わるべき場所に求められる条件以外の条件を課すことによって保育所の整備が滞らない配慮を求めている。

よって屋外遊戯場に代わるべき公園、広場、寺社境内等（以下「代替地」という。）が第3に掲げる要件をすべて満たす場合には、例外的に屋外遊戯場の代替地として認めるものである。

## 第3 代替地の利用を認めるための要件

代替地を利用する場合は、下記の要件を満たすこと。

1. 土地の確保が困難で保育所等と同一敷地内に屋外遊戯場を設けることが困難なこと。なお、代替地の選定に当たっては、次の立地を要件とすること。

(1) 新たに保育所等の認可を受ける場合であって、かつ、土地の確保が困難で保育所等と同一敷地内に屋外遊戯場を確保することが困難である場合。

ア 保育所の所在する土地の用途地域（都市計画法に規定する用途地域をいう。）が「商業地域」又は「近隣商業地域」であること。ただし、「近隣商業地域」については、次のいずれかの要件を満たすこと。

a) 既存建物を活用して新たに保育所を開設する場合

b) 新築建物を活用し、かつ、当該建物を賃借する場合

イ 地域型保育事業所の所在する土地が加古川市子ども・子育て支援事業計画に定める教育・保育提供区域の「区域A」であること。ただし、保育所型事業所内保育事業所については、アの要件を満たすこと。

(2) 代替地の所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体のほか、地域の実情に応じて信用力の高い主体等保育所等による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められること。

継続的な使用が認められる土地とは、次の例によること。

・ 寺社の境内地

・ 町内会（自治会）の名義で登記されている又は町内会（自治会）が専ら使用していると認められる広場

・ マンションに併設されている公園、広場

・ 地域における基幹的交通事業者（鉄道会社・バス会社）が所有している広場

なお、上記の例に準ずると認められない土地は、保育所等の用地同様、10年以上の賃貸借（使用貸借）契約を締結すること。

(3) 代替地は、保育の適切な提供に適し、日常的に利用できる場所であること。

「日常的に利用」とは、1週間につき少なくとも3日、1回につき少なくとも1時間程度の利用が確保できる場所であること。

利用する子どもの速度で片道10分以内の距離とすること。また、利用する子どもの発達に応じて移動速度が異なることに留意すること。

- (4) 代替地は、保育に必要な面積及び設備が確保できること。  
認可を受ける施設・事業の類型に応じて、当該施設・事業の設備運営基準に定める屋外遊戯場の必要面積及び設備（便所、手洗い等）が確保されること。

## 2. 代替地の安全が確保されること

- (1) 代替地は、屋外活動に当たって安全が確保されていること。  
代替地を利用する子どもの数に応じて、認可を受ける施設・事業の設備運営基準に定める人員配置基準に適合し、かつ、引率の職員を2人以上配置すること。この場合において、人員配置基準を超える職員については、保育補助の職員を充てることができること。  
子どもが代替地を利用する当日（利用前）に、保育所等の職員が当該代替地及び移動経路の安全を確認すること。
- (2) 移動に当たって安全が確保されること。  
移動する園児が5人以上の場合は、3人以上の職員を配置すること。なお、この人員配置は最低基準を定めたものであることに留意し、移動する園児の年齢、人数、移動経路等の事情を勘案して、十分に安全を確保すること。  
移動経路図を作成し、通行に注意すべき箇所の危険予測を行うとともに、危険への対策を講ずること。
- (3) 代替地を利用中の非常時に対応するため、携帯電話等の連絡手段を確保すること。
- (4) 代替地を利用する際のマニュアルを策定すること。  
マニュアルには、次の事項を記載すること。  
・利用当日の園児移動前の安全確認に関する方法  
・移動、利用する際の付添い職員及び園に残る職員の配置  
・移動経路及び移動、利用する際の安全上の留意点  
・緊急時の対応方法（不審者、地震及び近隣での火災）及び連絡手段

## 3. 保育所等の運営に支障が生じないこと

- (1) 代替地を利用中の保育所等の運営に支障がないこと。  
代替地を利用しない子どもに対し、保育所等で保育を提供する場合の、当該保育所等における子どもの数に応じた人員配置基準を満たすこと。  
なお、この人員配置は最低基準を定めたものであり、保育所等における避難管理等、非常時の体制を十分確保すること。
- (2) 運営規程、重要事項説明書に代替地を利用する旨を明示し、利用する保護者に対して説明すること。

## 第4 都市公園を代替地として認められるための要件

都市公園は、公の施設であり誰もが自由に利用できる必要があることに鑑み、都市公園を代替地として利用する場合は、第3に掲げる要件のほか、次の要件を満たすこと。

- (1) 都市公園を代替地とする必要性が認められること。  
保育所等が都市公園を代替地として利用することにより、他の一般利用者が都市公園の利用を制限され、又は、利用しづらい状況が生じるおそれがある。  
一般利用者の利用を制限し、都市公園を代替地として利用する理由及び一般利用者との利用調整の方法を示すこと。
- (2) 地元町内会（自治会）活動への積極的な参加を行うこと。  
都市公園の利用について近隣住民の理解、納得を得るため、地元町内会（自治会）の活動（清掃活動、ボランティア活動、賛助会員登録、夏祭り等のイベント）に積極的に協力し、参加すること。
- (3) 都市公園の管理を所管する市担当部局の指導に従うこと。
- (4) 都市公園の管理が委託されている場合にあっては、当該委託に係る受託者の理解を得ること。

## 第5 施行期日等

この指針は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に認可を受ける保育所等について適用する。

なお、本指針施行前に代替地を利用することにより認可された保育所等にあつては、本指針の適合に努めるものとする。